

少額減価償却資産の取扱い

Q 平成15年度税制改正において、中小企業者に対する税制として、取得価額30万円未満の減価償却資産について一時損金算入の制度が設けられましたが、この適用を受ける中小企業者の範囲と、この範囲に入らない事業者に対する少額減価償却資産の取扱いについてご教示下さい。

A 平成15年度税制改正により、中小企業（個人事業者を含む）に対し、少額減価償却資産取得価額の一時損金算入制度が創設された。

この制度は、中小企業者が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得しこれを事業の用に供した場合には、その取得価額全額の損金算入を認める措置である。

その取得価額の判定に当たっては、消費税について税込み経理をしている事業者は税込み金額で判定し、税抜き経理をしている事業者については、税抜き金額で判定する。

この適用に当たっては、確定申告書における「減価償却費の計算明細書」の備考欄に一定事項の記載を要件とする。

この適用が受けられる中小企業者の範囲は次の通りである。



< 中小企業者の範囲 >

法人	個人
資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人のうち、大規模法人の所有(株式の2分の1以上の所有)に属さない法人資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人及び協同組合等	常時使用する従業員数1,000人以下の個人

平成15年度税制改正後における少額減価償却資産取得価額の損金算入制度は、次の通りとなる。

< 償却制度別の適用関係 >

項目	通常の減価償却制度	少額減価償却資産の損金算入	一括償却制度	中小企業償却制度
対象事業者	すべての事業者	すべての事業者	すべての事業者	中小企業者
対象資産	すべての減価償却資産	10万円未満の減価償却資産	20万円未満の減価償却資産	30万円未満の減価償却資産
償却方法	普通償却	一時償却	3年均等償却	一時償却
償却年数	法定耐用年数	即時	3年間	即時
償却資産の課税関係	あり	なし	なし	あり

< 取得価額別の適用関係 >

取得価額区分	改正前	改正後	
		中小企業者以外	中小企業者
10万円未満	一時損金算入	一時損金算入	一時損金算入
10万円以上 20万円未満	3年均等償却	3年均等償却	
20万円以上 30万円未満	通常の減価償却	通常の減価償却	
30万円以上			通常の減価償却